

令和7・8・9年度建設工事における資格総合点数別発注標準表

【資格総合点数の区分方法】

- 1 建設工事の種類ごとの発注標準は下表に掲げるとおりです。
- 2 この場合の金額は、請負工事設計金額(税込)とします。
- 3 下表は入札参加資格者の標準的な区分であり、個別案件ごとに具体的な参加要件を定めま

(1) R7・8・9年度 等級別数値区分表

格付	土木一式	建築一式	舗装	電気・電気通信	とび・土工・コンクリート	解体	管・その他
A	955 ~	895 ~	825 ~	775 ~	830 ~	796 ~	825 ~
B	805 ~ 954	779 ~ 894	729 ~ 824	661 ~ 774	732 ~ 829	702 ~ 795	729 ~ 824
C	714 ~ 804	715 ~ 778	~ 728	~ 660	~ 731	~ 701	~ 728
D	639 ~ 713	640 ~ 714					
E	~ 638	~ 639					

(2) 等級別発注標準(設計金額) ※税込金額

	土木一式	建築一式	舗装	電気・電気通信	とび・土工・コンクリート	解体	管・その他
A	全工事	全工事	全工事	全工事	全工事	全工事	全工事
B	9,000万円未満	1億円未満	4,000万円未満	2,500万円未満	6,000万円未満	6,000万円未満	3,500万円未満
C	3,500万円未満	5,000万円未満	600万円未満	700万円未満	800万円未満	800万円未満	800万円未満
D	2,000万円未満	2,500万円未満					
E	900万円未満	1,000万円未満					

※ 経審を受けていない(評点のない)業者への発注は、300万円未満とします。

※ 建設業の許可を得ない業者への発注は、200万円未満とします。

※ 中野市建設工事等に係る契約に関する規則の一部改正(令和7年10月1日施行)により、設計金額を変更しています。